

<<<新旧対照表>>>

新										旧																																																													
○多治見市補助金等交付要綱										○多治見市補助金等交付要綱																																																													
平成 8 年 3 月 25 日 告示第 29 号										平成 8 年 3 月 25 日 告示第 29 号																																																													
(計画等の変更等)										(計画等の変更等)																																																													
第 6 条 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認申請書は、補助事業変更・廃止承認申請書（別記第 5 号様式）とする。										第 6 条 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認申請書は、補助事業変更・廃止承認申請書（別記第 5 号様式）とする。																																																													
2 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認書は、補助事業変更・廃止承認書（別記第 6 号様式）とする。										2 補助事業の計画等の変更又は廃止の承認書は、補助事業変更・廃止承認書（別記第 6 号様式）とする。																																																													
3 補助事業の計画等の変更の承認を要しない軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。										3 補助事業の計画等の変更の承認を要しない軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。																																																													
(1) 補助金等の額の増額変更										(1) 補助金等の額の増額変更																																																													
(2) 補助対象経費が 20 パーセント以上減額となるもの										(2) 補助対象経費が 20 パーセント以上減額となるもの																																																													
(3) 補助事業の目的又は内容の変更										(3) 補助事業の目的又は内容の変更																																																													
別表第 1（第 2 条関係）										別表第 1（第 2 条関係）																																																													
<table><tr><th colspan="5">科目</th><th rowspan="2">補助対象者</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">補助限度額 (千円)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>補助対象事業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										科目					補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額 (千円)	備考	款	項	目	節	補助対象事業												<table><tr><th colspan="5">科目</th><th rowspan="2">補助対象者</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助率等</th><th rowspan="2">補助限度額 (千円)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>補助対象事業</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										科目					補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額 (千円)	備考	款	項	目	節	補助対象事業											
科目					補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額 (千円)	備考																																																														
款	項	目	節	補助対象事業																																																																			
科目					補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助限度額 (千円)	備考																																																														
款	項	目	節	補助対象事業																																																																			
10 教育										10 教育																																																													
4 保健体育振興事業										4 保健体育振興事業																																																													
1 地域スポーツ振興事業										1 地域スポーツ振興事業																																																													
2 児童、生徒選手団スポーツ派遣事業										2 児童、生徒選手団スポーツ派遣事業																																																													
1 児童、選手派 全国大 2 分の 予算に定 全国大会										1 児童、選手派 全国大 2 分の 予算に定 全国大会																																																													

新								旧											
				生徒選手 団スポーツ派遣事業	遣団体 又は個人	会への 派遣選手及び 引率者の交通 費	1 以内	める額	《略》 中学生については 学校教育活動に 限り県大会以上 の大会とする。 <u>第6条第3項第2 号の規定にか かわらず、補助 対象経費が減額 となるもの（補 助事業を廃止す る場合を除く。） は、補助事業の 計画等の変更の 承認を要しない 軽微な変更とし る。</u>					生徒選手 団スポーツ派遣事業	遣団体 又は個人	会への 派遣選手及び 引率者の交通 費	1 以内	める額	《略》 中学生については 学校教育活動に 限り県大会以上 の大会とする。 <u>【新設】</u>

